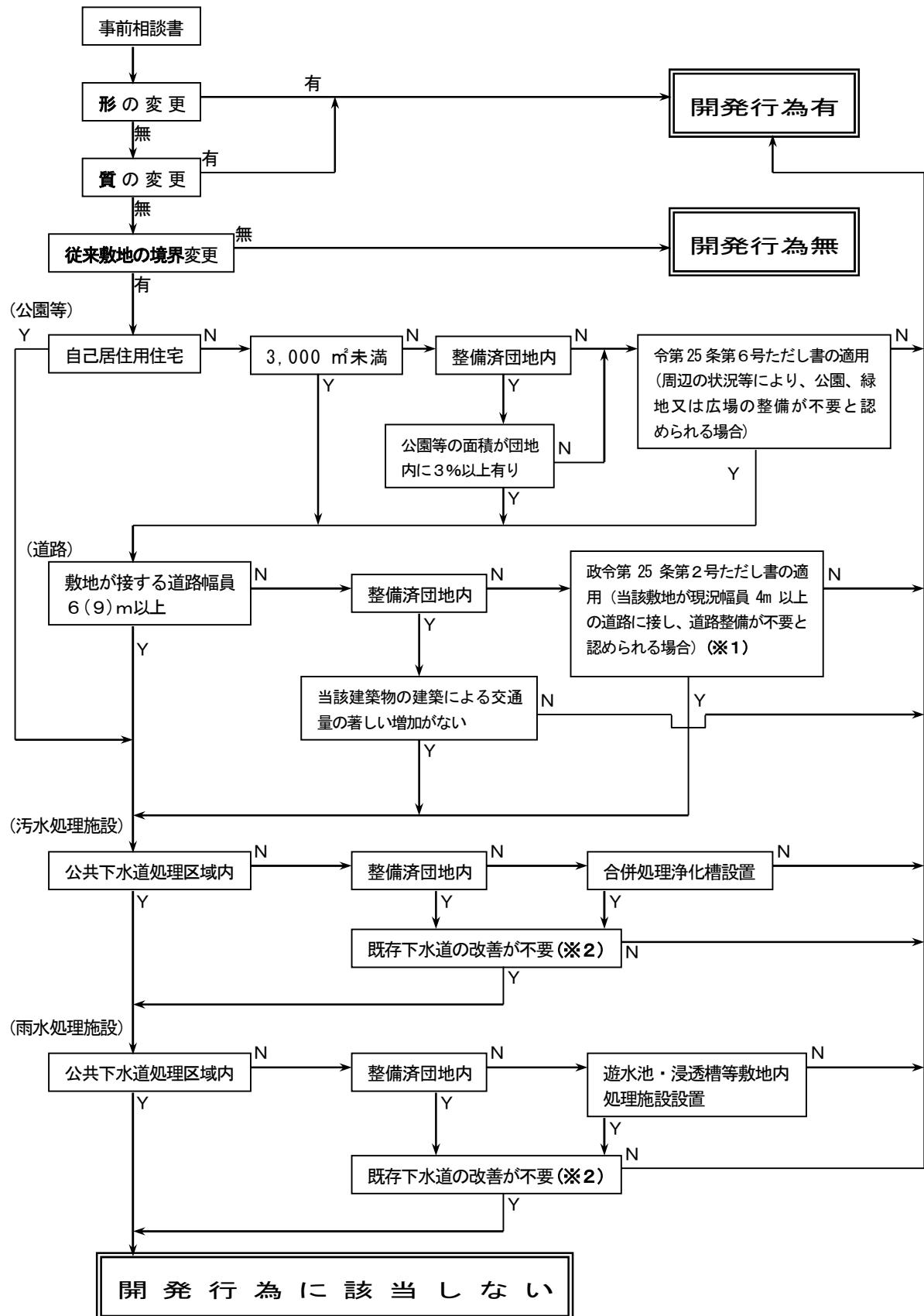


(別図一)

「単なる形式的な区画の分割又は統合によって建築物等を建築する行為の取扱いに係る運用基準」に基づく開発行為の判定フロー



※1

- ① 2以上の道路に面する場合は、車両の出入口に接する道路は、政令25条第2号または同条同号ただし書きの運用基準に適合するように整備されていること。ただし、その他の道路で車両の出入りがなく、道路整備が不要と認められる場合は、この限りではない。

※2

- ① 汚水とは、生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は付随する廃水をいう。
(下水道法第2条第1号)
- ② 既存下水道とは、敷地外の排水管及び汚水処理場等で道路側溝を含み、敷地内の排水管及び浄化槽等は含まない。
ただし、道路側溝については、接続にあたって管理者の同意が得られない場合については、既存下水道の改善が必要とみなす。
- ③ 当該団地の下水道が整備されたときの想定人口を超える等により、既存下水道の排水能力に不足が生じ改善の必要があるか否かを判断する。

※3 (共通事項)

- ① 公共施設の管理者との調整を並行して行うこととする。
- ② 当該敷地とは、区画の変更の対象となる敷地全体をいう。
- ③ 市街化調整区域においては、「開発行為に該当しない」との判定になったとしても、別途法第43条第1項の許可等を要することとなる。
ただし、当初許可が法第29条に基づく開発許可で完了公告がなされたものは、法第42条第1項ただし書きによる。